

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 保険医の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 大規模小売店舗の廃止
- 土地改良事業計画等の適否の決定
- 土地改良事業の認可(九件)
- 土地改良法による換地処分
- 入会林野整備計画の認可
- 都市計画事業の認可

告 示

鳥取県告示第千四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第百八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
入江 誠 治	鳥医第三、〇〇二号	昭和五十八年十一月十一日
森 恭 子	鳥函第四六一号	昭和五十八年十一月十二日

鳥取県告示第千四十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険

医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
福島小児科医院 永江クリニック	米子市永江五〇一	昭和五十八年九月一日
外科整形外科キ マチ医院	西伯郡名和町大字富長七五 五―五	〃
田本富士見町歯 科医院	米子市富士見町二丁目一四	昭和五十八年九月二十八日
橋本歯科医院	岩美郡国府町大字宮ノ下四 六五―一	昭和五十八年十月二十日
萬治医院	倉吉市丸山町四七六一三	昭和五十八年十一月十二日

鳥取県告示第千四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
福島小児科医院 永江クリニック	米子市永江五〇一	全国	昭和五十八年九月一日
外科整形外科キ マチ医院	西伯郡名和町大字富長七五 五―五	〃	〃
田本富士見町歯 科医院	米子市富士見町二丁目一 四―一	〃	昭和五十八年九月十八日
橋本歯科医院	岩美郡国府町大字宮ノ下 四六五―一	〃	昭和五十八年十月二十日
萬治医院	倉吉市丸山町四七六一三	〃	昭和五十八年十一月十二日

鳥取県告示第千五十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
倉 信 耕 爾	鳥国医第二、九九七号	昭和五十八年十月十七日
中 郷 実 雄	鳥国医第二、九九五号	昭和五十八年十月二十五日
永 岡 秀 之	鳥国医第二、九九六号	昭和五十八年十月二十八日
砂 口 まゆみ	鳥国医第二、九九七号	〃
中 井 正 二	鳥国医第二、九九八号	昭和五十八年十月三十一日
池 淵 育 子	鳥国薬第五二九号	昭和五十八年十一月七日

鳥取県告示第五十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
入 沢 医 院	日野郡日南町矢戸四五四	昭和五十八年十一月二十六日

鳥取県告示第五十二号

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の告示は、その効力を失つたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
倉吉タイヨー株式会社	倉吉タイヨー	倉吉市塚町二丁目二三九―三四

鳥取県告示第五十三号

昭和五十八年十月二十四日付けで倉吉市越殿町一四〇九倉吉市農業協同組合から申請のあつた土地改良（高城地区農地開発）事業計画及び規約については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

江府町から申請のあつた町営土地改良（俣野（西ケ市）地区ほ場整備）

事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十五号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（下味野西地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十六号

中山町から申請のあつた町営土地改良（春日地区畑地かんがい）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十七号

中山町から申請のあつた町営土地改良（春日地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十八号

日野町から申請のあつた町営土地改良（濁谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十九号

日野町から申請のあつた町営土地改良（下榎（奥田）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十号

日野町から申請のあつた町営土地改良（久住原地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十一号

淀江町から申請のあつた町営土地改良（西尾原（本宮河原団地）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十二号

大山町から申請のあつた町営土地改良（向原地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町から同町が行う土地改良事業に係る三倉地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千六十四号

気高郡鹿野町大字岡木一・二八岡井入会林野整備組合長安藤正毅から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 外渡都市下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十二月六日から昭和六十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

境港市外江町字西灘、字南屋敷西、字四方ノ川、字原灘林、字浜橋新田、字湯浅新田、字西原灘、字原、字渡道、字宇計、字桑木原及び字大沢木下地内

2 使用の部分

なし